

# 熊本市環境影響評価技術指針 の検討方針について

令和6年10月16日(水)

熊本市環境政策課

# 目次

- 1 環境影響評価技術指針について
- 2 環境影響評価技術指針の検討方針について
- 3 環境影響評価技術指針の策定スケジュール

# 1 環境影響評価技術指針について

## (1) 環境影響評価技術指針の概要

環境影響評価技術指針は、環境影響評価条例に基づき、事業者が環境影響評価や事後調査等を適切に行うために必要となる具体的な方法を定めるもの。

<環境影響評価技術指針の位置づけ>

制度体系		規定内容
環境影響評価制度	① 環境影響評価条例	・環境影響評価の手続方法 ・地域区分（ゾーニング） ・対象事業の種類、規模要件 など
	② 環境影響評価条例施行規則	
	③ 環境影響評価技術指針	（環境影響評価条例に基づき策定） ・ <u>環境影響評価や事後調査等の具体的な方法</u> 環境影響評価の参考項目（大気環境、水環境など） 環境影響評価の参考手法（調査、予測の方法など）

### ○ (仮称)熊本市環境影響評価条例【素案】

(技術指針)

第4条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続を適切に行うために必要な技術的な指針を定めるものとする。

# 1 環境影響評価技術指針について

## (2) 環境影響評価技術指針で定める事項

基本的に国等と同様に規定

技術指針では、環境影響評価や事後調査等について、次のような具体的な事項を定める。なお、本市は、スクリーニングに関する事項やポジティブアセスメントも規定する。

熊本県の環境影響評価技術指針から引用

### 1 計画段階配慮事項 に関する事項

(配慮書手続関係)

- ・対象事業の複数案の設定に関する事項
- ・事業特性及び地域特性の把握に関する事項（簡易）
- ・計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価の手法に関する事項（簡易）など

### 2 環境影響評価 に関する事項

(方法書手続～評価書手続関係)

- ・環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法に関する事項（詳細）
- ・環境影響評価の参考項目※及び参考手法に関する事項 など

他自治体独自での設定項目もあり

### 3 環境保全措置 に関する事項

(方法書手續～評価書手續関係)

- ・環境保全措置に関する事項
- ・検討結果の検証及び整理に関する事項

### 4 事後調査 に関する事項

(事後調査～報告書手續関係)

- ・事後調査の項目及び手法に関する事項

他自治体の事例なども踏まえて設定

本市は「スクリーニングに関する事項」や「ポジティブアセスメント」も規定予定



# 1 環境影響評価技術指針について

## (3) 環境影響評価の参考項目

事業者に対して、環境影響評価を適切に求めるために対象事業ごとに、下表に示す「①影響要因」と「②環境要素」の区分に応じて、対象事業における「環境影響評価の参考項目」を設定する。

- ① 影響要因：対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（工事の実施、工作物の存在など）  
② 環境要素：影響要因により影響を受けるおそれがある環境の構成要素（大気環境、水環境など）

(例) 一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考項目

※ 熊本県の環境影響評価技術指針から引用

① 影響要因の区分		大気環境				水環境			土壌に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との 触れ合いの活 動の場	廃棄物等	文化財
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質							
		窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量流速等	水の濁り	水位流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との 触れ合いの活 動の場	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働	○		○	○	○											
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		○	○	○											
	切土工等又は既存の工作物の除去								○			○	○	○			○
	工事施工ヤードの設置							○			○	○	○				○
	工事用道路等の設置							○			○	○	○			○	○
土地又は 工作物の 存在及び 供用	道路の存在(地表式又は堀割式 若しくはトンネル式)(土地の変更)						○		○	○	○	○	○	○			○
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の変更)						○				○		○	○	○		
	自動車の走行	○	○		○	○	○								○	○	○

○：原則、環境影響評価が必要

# 1 環境影響評価技術指針について

## (4) 環境影響評価の参考手法

対象事業の参考項目ごとに、調査すべき情報や地域、期間などの「③ 調査の手法」と予測地域や予測対象時期などの「④ 予測の手法」について、対象事業における「環境影響評価の参考手法」を設定する。

(例) 一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考手法

※ 熊本県の環境影響評価技術指針から引用

参考項目		参考手法	
環境要素の区分 (②)	影響要因の区分 (①)	調査の手法 (③)	予測の手法 (④)
窒素酸化物 (大気質)	建設機械の稼働	<b>1 調査すべき情報</b> (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 <b>2 調査の基本的手法</b> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び分析 <b>3 調査地域</b> 環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 <b>4 調査地点</b> 調査地域における環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 <b>5 調査期間等</b> 調査地域における環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	<b>1 予測の基本的な手法</b> 大気の拡散式に基づく理論計算 <b>2 予測地域</b> 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 <b>3 予測地点</b> 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 <b>4 予測対象時期等</b> 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期、供用開始後定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		

## 2 環境影響評価技術指針の検討方針について

### (1) 環境影響評価技術指針の基本方針

- 熊本県の環境影響評価制度と同等以上の環境保全の効果を得るため、熊本県の技術指針を基本とする。
- ただし、次の4点を踏まえて検討し、本市の技術指針に反映する。

- 本市条例で規定する「スクリーニングに関する事項」を定める。
- 本市制度の検討の視点である地域特性に即した制度等を踏まえ、「環境影響評価の参考項目」を定める。
- 事業者によるより良い環境づくりを促す制度を踏まえ、「ポジティブアセスメント」の評価方法や運用方針を定める。
- 本市独自の対象事業の大規模建築物(高層建築物)と複合事業の「環境影響評価の参考手法」を定める。



第3回検討委員会の審議事項	
1	スクリーニングに関する事項
2	環境影響評価の参考項目

第4回検討委員会の審議事項	
3	ポジティブアセスメント
4	環境影響評価の参考手法

### 3 環境影響評価技術指針の策定スケジュール

#### (1) 環境影響評価技術指針の策定について

- 本市条例において、技術指針を策定するに当たっては、環境影響評価について審議する「環境影響評価審査会」に意見を聴取することとしている。
- 本年度中に「環境影響評価技術指針(案)」を取りまとめ、条例施行後、直ちに、環境影響評価審査会を開催し「環境影響評価技術指針」を策定する。

<環境影響評価技術指針の策定の流れ>

府内検討会議 ・ 環境影響評価技術指針等検討委員会

移行

令和7年3月末まで : 「環境影響評価技術指針(案)」の取りまとめ

令和7年4月中旬 : 「環境影響評価審査会」の設置

市長決裁

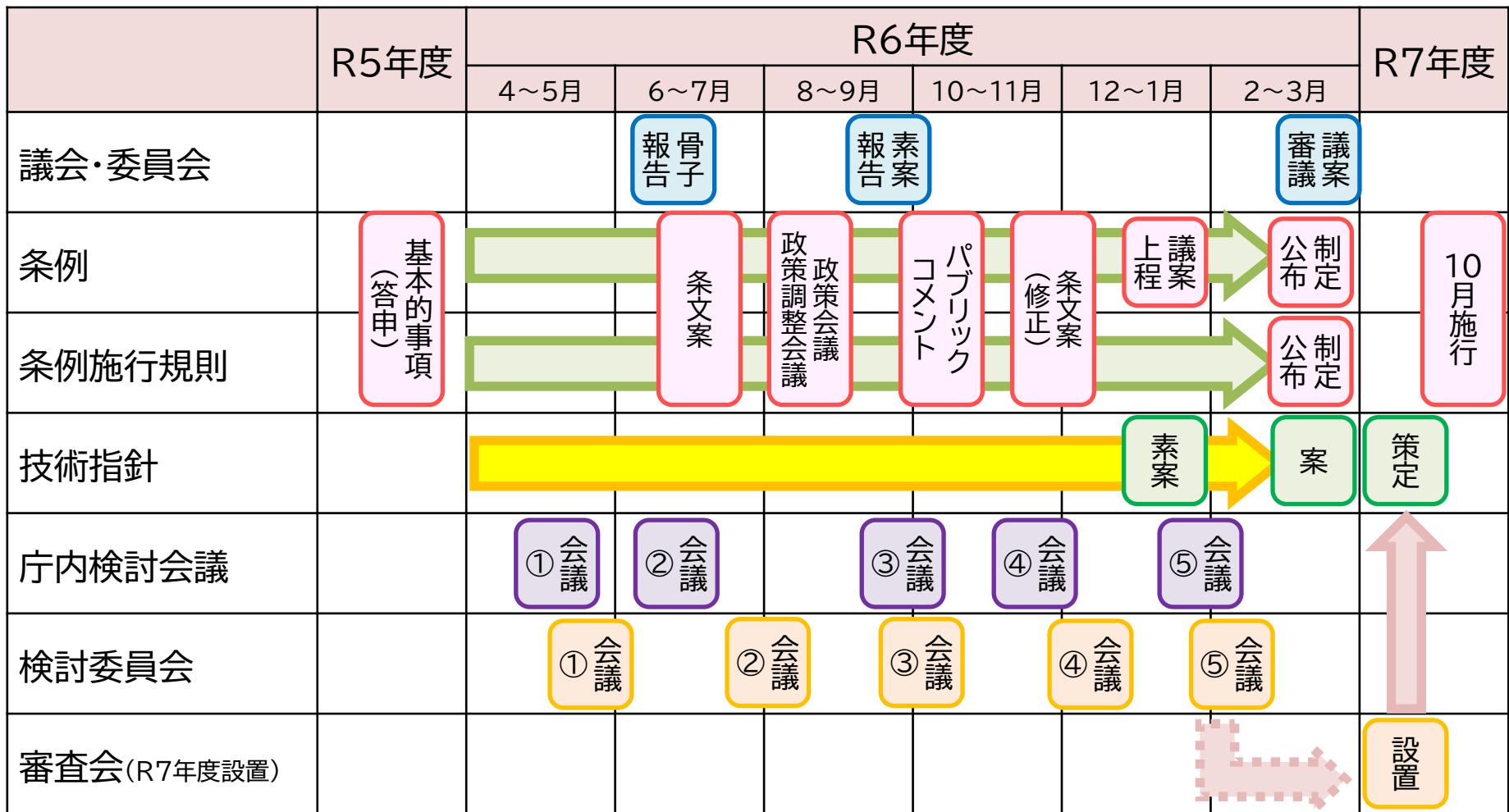
令和7年5月末まで : 「環境影響評価技術指針」の取りまとめ

令和7年6月末まで : 環境影響評価技術指針の策定・公表

# 3 環境影響評価技術指針の策定スケジュール

## (2) 今後のスケジュール(予定)

令和7年3月の環境影響評価条例の制定、同年10月施行に向け、本年度中に「環境影響評価技術指針(案)」を取りまとめる。



### 3 環境影響評価技術指針の策定スケジュール

#### (3) 審議事項及び会議スケジュール(予定)

下表に示す「審議事項及び会議スケジュール」により、当該検討委員会で技術指針の具体的な審議を進める。

開催時期	審議事項等	
令和6年10月中旬 第3回検討委員会	(1) 環境影響評価技術指針の検討方針 (2) 「スクリーニング」に関する事項 (3) 「環境影響評価」の参考項目	指針
令和6年12月下旬 第4回検討委員会	(1) 「ポジティブアセスメント」の評価手法 (2) 「環境影響評価」の参考手法	指針
令和7年2月上旬 第5回検討委員会	(1) 環境影響評価技術指針(案)	指針